

2021 年6月議会 一般質問

2021 年 6 月定例市議会は、日本共産党福山市議団を代表して、
高木たけし市議が一般質問を行いました。
第一質問と答弁をお知らせします。

6 月 17 日
午後 1 時～

高木たけし市議

1 市長の政治姿勢について -----	2
①憲法について -----	2
②東京オリンピック・パラリンピックについて -	5
2 行政のデジタル化について -----	8
3 国民健康保険事業について -----	14
①国保税の引下げについて -----	14
②子どもの均等割について -----	15
③国保税特例減免について -----	16
4 後期高齢者の医療費 2 割負担について -----	17
5 高齢者の補聴器購入費助成について -----	19
6 災害対策について -----	22



高木たけし市議：市長の政治姿勢について 憲法について質問します。

土地利用規制法が国会で強行採決されました。首相が安全保障上重要と見なす米軍・自衛隊基地など「重要施設」の周囲約1キロと国境離島を「注視区域」や「特別注視区域」に指定し、区域内の土地・建物の所有者などの調査や不動産取引の事前の届け出を義務づけるものです。

自衛隊施設だけで全国で五百数十カ所に上ります。市内には自衛隊の彦山(ひこさん)無線中継所がありますが、同法の対象になるのでしょうか。隣接する所有者は何件あり、その他に市内に対象となる施設があるのでしょうか、お答え下さい。

調査内容や対象は制限がなく、機能阻害行為や「そのおそれ」があると国が判断した場合の中止命令に従わなければ刑事罰が科せられます。

政府が国民を日常的に監視し、処罰の対象にすることは、憲法が保障する思想・信条の自由や居住の自由、財産権を著しく侵害するものですが、市長の認識をお示し下さい。土地利用規制法の撤回を国に求めることを要望します。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：高木議員の御質問にお答えいたします。

始めに、重要土地等調査法については、今後、国において対象となる区域等が示されることになっており、市内の対象施設については、現段階では、不明であります。

この法律は、重要施設等の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的とするものであり、法の撤回を国に求める考えはありません。

高木たけし市議：改憲のための手続きを定めた国民投票法の改定案も今国会で可決されました。政府が同法改定を、憲法への自衛隊の明記や緊急事態条項など「改憲4項目」の議論をすすめる一歩としていることは看過できません。

憲法に自衛隊を明記すれば、自衛隊が大手をふって海外に出動でき、日本は戦争国家の道を突き進むことになります。また、緊急事態条項の創設は国民の基本的人権を停止する「独裁国家」への道につながります。医療や検査体制の抜本的拡充や十分な補償もせずにコロナを口実に改憲をせき立てるのは最悪の“火事場泥棒”です。

市長は憲法への自衛隊や緊急事態条項の明記により市民へどのような影響を及ぼすと認識されていますか。見解をうかがいます。

国民はいま、憲法改定を政治の優先課題だと考えていません。

政治がすべきことは、憲法が保障する生存権や財産権、幸福追求権に基づき新型コロナ対策に全力を挙げることです。改憲を行わないよう国に要望することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、憲法についてであります。

我が国の今日の平和と繁栄を築くことができたのは、平和の理念を明記した憲法が大きな役割を果たしてきたものと考えています。

国においては、今後とも、平和の精神を尊重し、国民の生命と安全を基底とした議論がなされるよう願うものであります。

以上

高木たけし市議：東京オリンピック・パラリンピックについて質問します。

菅首相は、今夏の開催を強行しようとしています。しかし、新型コロナウイルスの変異株が猛威を振るい世界的に感染が拡大しています。

世論調査では「中止」「延期」を求める声が8割にのぼるなど、五輪中止は国民多数の声です。政府の新型コロナ感染対策分科会の尾身会長も「感染リスクはゼロにはできない」と述べています。

五輪開催に伴う感染拡大の影響評価や、どのようにリスクを軽減するのか何も明らかにしないまま開催に突き進む菅首相の姿勢は許されません。政府は国民の命と暮らしを守る立場から中止を決断するべきです。

市長はコロナ下での五輪開催についてどのように受け止めておられるのでしょうか。政府と東京都に中止を早急に求めることを要望します。ご所見をお示し下さい。

福山市はメキシコやパラグアイ選手団の事前合宿を受け入れる予定です。政府は自治体に対し、選手や大会関係者は原則毎日PCR検査をすることや、選手の移動は公共交通機関を利用せず、チャーター機や

車両の借り上げなどで対応することを求めています。

しかも、検査は受入自治体の責任で行い、選手の移動費は相手国との契約によっては各自治体が負担するとの事です。

本市は何人の選手を受け入れ、大会関係者は何人必要なのでしょうか。PCR検査や、選手の移動方法はどのように対応するのでしょうか。お答え下さい。

選手や大会関係者がコロナ患者になった場合の医療機関の受入についてどのように見通しておられるのでしょうか、お答え下さい。

事前合宿や交流を取りやめた自治体が 105 以上にのぼっています。福山市も中止を決断するべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、東京 2020 オリンピック・パラリンピックについてです。

まず、大会の開催については、国、東京都、組織委員会を始めとする大会関係者が、安全・安心な大会の開催に向け、最終的な準備を進めています。国に中止を求める考えはありません。

次に、事前合宿についてです。

メキシコについては県、パラグアイについては大使

館を通じて、両国のオリンピック委員会と受け入れに向けた協議をしているところです。また、選手・関係者のコロナ対策や医療機関への受け入れについては、国が示す手引きに従って作成した「ホストタウン等における選手等受け入れマニュアル」に基づき、感染症対策を万全に行い、事前合宿を実施する考えです。

以上

行政のデジタル化について

高木たけし市議：菅政権は、デジタル庁創設や個人情報保護法改定を盛り込んだデジタル関連法を成立させました。

行政がもつ膨大なデータを利活用するために、個人情報保護を大きく後退させるものです。

① デジタル推進体制の外部人材任用について

本市は、デジタル化を押し進める国に追随し、その推進体制として最高責任者、統括補佐官、補佐官の4人に、IT企業の社員を任用しました。最高責任者は大手IT企業に在籍しながら兼業・副業の非常勤で、統括補佐官ら2人は内閣府の人材派遣を活用しています。

市長記者会見資料によると、4人が「指示系統」となり、各部局に指示する形ですが、具体的にどのような権限を持つのか、人員配置や予算編成にも関わるのか、お答えください。

民間企業の社員が、市の情報システムや政策決定に深く関与することは、官民の癒着を招きかねず、行政の公正性に疑念が生じます。

国会審議で、内閣府や総務省は、自治体が外部人材を任用する際の法的な規律がないことを認め、留意事項等を今年の夏をめどに提示すると答えています。

本市は、先行して任用を始めていますが、外部人材の在籍企業は業務の請負やシステム調達の入札・契約にかかわれないなど、利害関係を生じさせないルールはあるのか、お答えください。

公務員は、憲法にもとづき、全体の奉仕者として公共の利益のために働くと地方公務員法で定められ、守秘義務や職務専念義務などが課せられます。法が適用されない民間企業の社員が、公務員に指示する立場に立つべきではありませんが、市長の認識をお示しください。地方公務員法に代わる規定はあるのか、お答えください。

市長答弁：次に、行政のデジタル化についてであります。

まず、外部人材の任用についてであります。最高デジタル責任者(CDO)は、デジタル化推進の司令塔として行政内部と連携・協議しながら、産業・地域・行政の各分野の実行計画の作成や施策の構築を担っていただくものであります。

また、外部人材の方々は、本市の業務に対し、守秘義務を有しているため、在籍企業との間において利害関係が生じることはありません。

高木たけし市議：② デジタル技術の活用について

行政手続きのデジタル化やオンライン化が進んでも、住民に対面対応し、多様なニーズを把握する窓口業務は、自治体が住民の福祉増進という役割を果たすために欠かせません。また、IT機器を利用しない人にも等しく行政サービスを提供しなければなりません。

市長は「民間活力やICTの活用を進める中で、職員定員の適正化に取り組む」と答弁されていますが、デジタル技術は補助手段として活用し、公務員を増やして行政サービスを向上させるべきです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、組織体制についてであります。デジタル技術を活用し、業務の効率化を図る中で、定員の適正化に取り組むとともに、より専門性を活かした業務に注力することで、市民サービスの向上につなげてまいります。

高木たけし市議：③ システムの標準化・共通化について

国は、住民記録、地方税、福祉など17業務のシステムを標準化し、地方自治体が共同利用する共通化を進めようとしています。

カスタマイズは原則不要にする方針で、自治体独自の制度の上乗せや横出しができなくなる恐れがあります。

本市は、「国や県と連携したシステムの共通化に向けた検討」を行うとしていますが、地方自治を侵害する重大な問題です。

地方自治体は、自主自立的に、住民の意思にもとづき、地域の特性に応じて、地方行政を行うことが求められます。コスト削減を理由に、標準化・共通化に突き進むべきではありません。

標準化を強制しないよう国に求めてください。また、17業務を標準化すれば、本市の独自制度にどのような影響があると認識されているか、お答えください。

市長答弁：次に、システムの標準化についてであります。標準化することで、電子申請の拡充など市民サービスの向上が図られるだけでなく、行政の人的・財政的負担の軽減にも繋がります。標準化を強制しないことを国に求める考えはありません。

なお、標準化により、独自の手続きに影響がないよう、対応していきます。

高木たけし市議：④ 個人情報保護について

自治体の個人情報保護条例は国より規制が厳しく、福山市も、本人からの直接収集、要配慮個人情報の収集禁止などを定めています。

個人情報保護法制の一元化によって、条例のつくり直しが迫られますが、これらの原則は堅持すべきです。ご所見をお示してください。

また、福山市は「民間イノベーションを促進するオープンデータ化の拡大」を行う方針ですが、「匿名加工情報」の民間利活用の提案募集の導入を検討しているのかお答えください。

個人情報は、個人の尊厳や基本的人権にかかわります。

厳格な保護規制がないままに、ビッグデータやAI(人工知能)の活用が進めば、膨大な個人情報をもとに、個人の特徴を推定するプロファイリングや、信用度を数値化するスコアリングによって、不利益を受ける人権侵害が横行しかねません。また、あらゆる情報が国に集積され、監視社会を招く危険があります。

EUの個人情報保護法制GDPRは、プロファイリング規制を明記し、プライバシー権や自己情報コントロール権を守る厳しい規制があります。国の個人情報保護法にGDPR同様の規制を入れるよう求めてください。

また、個人情報保護は自治事務であり、条例には各自治体の創意工夫や住民運動が反映されて発展してきました。自治体の独自措置を制限しないよう、国に求めてください。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、個人情報保護についてであります。

個人情報の保護に関する法律の改正は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護と、データ流通の両立を目的に、全国的な共通ルールを定めるためになされました。地方公共団体の個人情報保護制度については、同法において規定されることになります。

「匿名加工情報」の民間利活用の提案募集については、今後、研究してまいります。

いずれにしても、個人情報の保護措置については、国の動向を注視してまいります。

以上

国民健康保険事業について

高木たけし市議：国保税の引き下げについて伺います。

福山市は新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少の影響を考慮し、20 年度の決算剰余金の一部 9000 万円を充当して、一人当たりの国保税を 3915 円引き下げるとしています。

しかし、介護分だけの引き下げのため、40 才以上 65 才未満の加入者しか引き下げになりません。

市は 21 年度の国保加入者の所得状況を対前年度比 18 億円減の 427 億円と見込んでいます。コロナ禍で加入者は依然厳しい所得状況である事は明らかであり、今回の国保税の引き下げ額では不十分と考えますが認識をお示し下さい。残りの決算剰余金 6 億円余を使えば、一人当たり1万円以上の引き下ができます。大幅な引き下げを行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、国民健康保険事業についてであります。まず、国保税の引下げについてです。今年度の税率算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を考慮し、昨年度に引き続き、決算剰余金を活用して被保険者の負担軽減に努めまし

た。さらなる引下げを行うことは、考えていません。

高木たけし市議：子どもの均等割について伺います。

今年度も福山市は法定軽減世帯の一人目からの子どもに対し、2割軽減をします。

2017 年の福山市の「子どもの生活に関する実態調査」では、年収 50 万円から 200 万円未満の割合は、小学5年生保護者で 28.1%、中学2年生保護者では 32.7%に上ります。生活困難層が子育て世帯の約3割を占めるという深刻な状況です。

現在、コロナ不況は子育て世帯を直撃しています。すべての子どもの健やかな成長を保障するためにも子どもの均等割廃止を強く求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、子どもの均等割についてです。国保制度においては、法定軽減制度が設けられており、低所得者の負担軽減が図られています。

加えて、本市独自の軽減制度により、2020 年度(令和 2 年度)及び 2021 年度(令和 3 年度)は、新型コロナウイルスが感染拡大傾向にあることから、法定軽減世

帯における 18 歳以下の被保険者への負担軽減を行っています。

また、法改正により来年度から、未就学児にかかる均等割が 5 割軽減されます。

高木たけし市議：国保税特例減免について伺います。

今年度も収入が 30%以上減収した世帯に対し減免が行われますが、対 2020 年比となっています。コロナの影響が出る前の 2019 年も比較対象に含めるよう国に求めてください。

今年度の減免の国負担分は4割で、昨年の 10 割負担から大きく後退しています。国に全額負担を求めると共に、県に対しても負担を要望することを求めます。

市として、収入減少の 30%未満についても減免措置することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免については、財政支援の基準を示した国からの通知に基づき対応してまいります。

高木たけし市議：後期高齢者の医療費2割負担について伺います。

75歳以上に医療費窓口2割負担を導入する「高齢者医療費2倍化法」が可決されました。2022年10月から負担増になり、3年間の激変緩和措置がとられる予定です。全国で約370万人が対象になり、そのうち約5千人が年額10万円も負担増になります。

本市では2割負担の影響人数が1万5千人にのぼるとの事ですが、影響額について把握されているのでしょうか、お答え下さい。

政府は2倍化の理由を「現役世代の負担軽減のため」と説明しますが、その額は1人あたり年350円に過ぎません。その一方、公費負担が年額1140億円も削減され、公的医療への国の責任を大後退させることになります。しかも、1050億円も受診抑制を招くという試算をしており高齢者に容赦なく痛みを強いる事になるのは明らかです。

首相は受診控えによる健康への影響について検証もしようとしていません。厚労省の社会保障審議会部会は「疾病が重度化し、医療費が増える可能性も十分ある」と厳しく批判しています。

広島中央保健生協が今年1月～3月に行ったアンケート調査によると、75歳以上の7割の人が「医療費2倍化は負担」、約4割の人が「受診控えをせざるを得ない」と答えています。

市長は2割負担による高齢者への影響をどのように認識されていますか。政府に同法の撤回を求めて下さい。ご所見をお示し下さい。

6月1日、参院厚労委員会で田村厚労相が、子ども医療費助成と同様に自治体が独自に窓口負担増を軽減することは「地方自治の精神に鑑みると、できる」と明言しています。本市独自の軽減策を求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、後期高齢者の医療費 2 割負担についてであります。

被保険者への影響額については、被保険者ごとの医療費の推計が困難であるため、現段階では見込むことができません。また、必要な受診が抑制されないよう施行後 3 年間、一月分の負担増が最大でも 3,000 円に収まる措置が講じられています。

なお、広島県後期高齢者医療広域連合が保険者であり、県内統一で運営しているため市単独による医療費の窓口負担の軽減はできません。

以上

高木たけし市議：高齢者の補聴器購入費助成について質問します。

高齢者にとって難聴は、最も一般的な身体機能低下の一つで、70歳以上の高齢者の半数は加齢性難聴と推定されています。

2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議で、ランセット国際委員会が「認知症の約35%は予防可能な9つの原因により起こると考えられる。その中で難聴は最大の危険因子である」と発表しました。

厚生労働省のオレンジプランでも、難聴は危険因子の一つとされています。難聴の早期診断および補聴器使用による活発なコミュニケーションは認知症予防に繋がると期待されますが、市長は加齢性難聴の対策の重要性についてどのように認識されているでしょうか、ご所見をお示し下さい。

補聴器は難聴が進行してからではなく、なるべく早くから使用することが大切と言われています。WHOは、聴力が中等度難聴の41デシベル以上からの補聴器使用を推奨しています。

しかし、日本の補聴器の使用率65歳以上は17%で、イギリス55%、デンマーク66%に対し極めて低い水準です。その最大の原因は、補聴器が高額であることです。

市民からも「補聴器は高いため購入をためらう」との声が寄せられており、費用負担を減らすことが必要と考えますが、ご所見をお示し下さい。

現在、国の補聴器購入の助成対象は、両耳の平均聴力が 70 デシベル以上の聴覚障害者のみです。対象を広げるため、約30自治体が購入の独自助成をしており、年々その数は増えています。

東京都新宿区と江東区は補聴器を現物支給し、千代田区では年齢問わず、聴力が 40 デシベル以上の方へ上限5万円、船橋市では 65 歳以上の住民税非課税者に上限2万円の助成をしています。

市長は 2019 年6月本会議で、「補聴器購入の支給制度の充実を全国市長会を通じて国に要望している」と答弁されていますが、国の制度待ちではなく、福山市として聞こえのバリアフリーや認知症予防の観点からも、独自助成に取り組むことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、補聴器購入費助成についてであります。まず、加齢性難聴については、認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。

補聴器の購入にあたっては、身体障がい者手帳所持者には、費用の一部を、補装具費支給制度により支給

しています。

しかし、身体障がい者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴者への制度はないため、全国市長会を通じて、補装具費支給制度の拡充を国へ要望しており、市独自の助成制度の創設は考えていません。

以上

高木たけし市議：災害対策について 耐震対策について伺います。

南海トラフ巨大地震は、30 年以内に起こる確率が 70%から 80%と予測されており、耐震対策が急がれます。

福山市は、今年 3 月に 2021 年度から 25 年度までの「耐震改修促進計画第 3 期」を策定しました。住宅の耐震化率を 25 年度末 90%に引き上げる目標で、15 年後には 100%をめざすとしています。

しかし、20 年度末時点で、第 2 期計画の目標 85%には届かず、82%にとどまっています。耐震化を促進し、目標を達成するためには、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を無料で行うべきと考えますが、ご所見をお示しください。

福山市は、今年度から木造住宅耐震化促進補助事業に立地適正化計画の考え方を導入しました。耐震改修工事費の補助を、居住誘導区域内では区域外より 20 万円も上限を増額し、補助割合も優遇します。また、建て替え工事の費用も、区域内の場合だけ補助します。

居住場所により格差をつけることは、行政の公正・公平性を欠きます。区域外も区域内と同様の補助制度とするよう求めます。ご所見をお示しください。

市長答弁：本年３月に見直された県の耐震改修促進計画において、旧耐震基準の住宅が建替え更新時期を迎えており、耐震化率の向上を図るためには、建替えや除却しての住替えを促進することが効果的であるとの考えが示されました。

この考えのもと、県において、立地適正化計画による居住誘導区域内の建替えや除却、また、全市域内の耐震性のある住宅等へ住替える場合の除却も対象とする補助制度が新たに創設されました。

本市としては、これまでの耐震診断や改修の補助制度を継続しつつ、これに、新たな県の補助制度を上乗せし、居住密度が高い、居住誘導区域内の耐震化を重点的に促進することで、耐震化率の押上げを図っていきたいと考えています。

高木たけし市議：津波対策について伺います。

南海トラフ巨大地震は、福山市で最高津波水位が3.3mにもなり、最大波が地震発生から、270分後に到達すると予測されています。

3m以上の浸水が想定される川口、曙、新涯、箕島町地域での津波・

高潮対策が重要です。

一文字堤防での耐震補強は完了したとのことですが、福山港海岸とボートパーク入り口付近では、堤防が途切れているため、曙や新涯など海拔ゼロメートル地帯に海水が流れ込むことが予測されます。

堤防や可動式堤防の設置など改善が必要と考えます。ご所見をお示しください。

同地域の避難場所の収容人数についてお示しください。

地域から、避難ビルを増やしてほしいなどの声が多くありますが、避難場所確保の取り組み状況をお示しください。

避難場所として新浜浄化センター跡地を活用するよう求めるものです。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、津波対策についてであります。福山港の一文字地区については、南海トラフ地震で想定される津波の水位、海拔 3.3m より高い護岸等が既に、県により整備されています。

しかしながら、地区内では、想定される津波より高い水位の大型台風などに対応する。高潮対策が必要な箇所があります。

そのため、現在、箕島町釜屋付近では、海拔 3.6m の高潮対策としての護岸工事を実施しており、引き続き、今年度から始まる 5 か年実施計画においても、工事を進めると聞いています。なお、整備の際には、沿岸の土地利用状況に応じて、出入口などに可動式ゲート等が設置されます。

次に、川口、曙、新涯、箕島地域における津波避難場所の収容人数は、学校の校舎や事業所の立体駐車場など 16 の指定施設と福山テクノ工業団地一帯で、合計約 13 万 4 千人となっています。これに対する、この地域の人口は約 3 万 700 人であります。

次に、津波避難場所の確保に当たっては、高台や耐震性を有する 3 階建て以上の既存施設を指定しています。市民にとってより近くの避難先を確保するため、引き続き、拡充に努めていきます。

なお、新浜浄化センター跡地については、海岸に面していることや、海拔の要件から、津波避難場所として、活用する考えはありません。